



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

粕屋地区乳幼児医療費助成制度の引上げについて

粕屋地区の乳幼児医療費助成制度において、通院に係る対象児の年齢を3歳未満から4歳未満までに拡大して実施されておりますが、今般、粕屋地区独自の乳幼児医療費助成が行われることとなり、通院に係る医療費助成の対象年齢を平成20年4月1日より5歳未満までに引き上げられます。

つきましては、下記のとおり通院時の医療費の対象年齢が拡大される旨、福岡県国民健康保険団体連合会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【粕屋地区乳幼児医療助成年齢枠拡大の概要】

	改正前(平成20年3月まで)	改正後(平成20年4月以降)
対 象 者	4 歳 未 満	5 歳 未 満 (平成15年4月2日以降生まれの幼児)
実施区分	外来	
助成範囲	3歳未満：健康保険の診療対象となる医療費の患者負担額 3歳以上：健康保険の診療対象となる医療費のうち①初診料(同一医療機関で月1回を限度)②往診料を除いた患者負担額	

※市町内にお住まいの幼児で、国民健康保険又は社会保険等の健康保険に加入していることが条件。

※ 重度心身障害医療または3歳以上で母子家庭等医療または生活保護に該当する幼児は乳幼児医療の対象とはならない。

※5歳未満の乳幼児には新たな乳幼児医療証が送付される。(ラベンダー色)



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明
次期担当理事 毛利康茂

19 国粕発第 33 号
平成20年2月18日

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武

福岡県国民健康保険団体連合会
粕屋支部長 三 浦 正
(篠 栗 町 長)



粕屋地区乳幼児医療費助成制度の引上げについて

春寒の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素から粕屋地区の福祉医療事業および医療保健行政に格別なご協力を賜り
厚くお礼を申し上げます。

さて、現在粕屋地区の乳幼児医療費助成は、通院に係る対象児の年齢を3歳
未満から4歳未満までに拡大して実施しておりますが、この度、粕屋地区独自の
乳幼児医療費助成を行うこととなり、通院に係る医療費助成の対象年齢を平
成20年4月1日から5歳未満までに引き上げることといたしました。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

なお、この制度を周知していただくため、粕屋地区管内の医療機関等には文
書を送付する予定ですが、会員の皆様への周知方よろしくようお願い申し上げます。

粕屋地区実施保険者

古賀市長 中 村 隆 象

宇美町長 安 川 博

篠栗町長 三 浦 正

志免町長 南 里 辰 己

須恵町長 中 嶋 裕 史

新宮町長 中 野 昌 昭

久山町長 鮎 川 正 義

粕屋町長 篠 崎 久 義



粕屋地区乳幼児医療のお知らせ

平成20年4月1日から



乳幼児の通院に係る医療費助成の

対象年齢を5歳未満まで引き上げます。

これまで、乳幼児医療の通院に係る医療費助成は4歳未満まででしたが、平成20年4月1日から5歳未満までに引き上げられます。

●対象となる人

◎平成15年4月2日以降生まれの幼児

◎市町内にお住まいの幼児で、国民健康保険または社会保険等の健康保険に加入しておられることが条件です。

◎重度心身障害者医療、母子家庭等医療または生活保護世帯に該当する幼児は乳幼児医療の対象となりません。

※ 重度心身障害者医療または3歳以上で母子家庭等医療の認定を受けた場合、これらの医療費助成制度を優先します。乳幼児医療を受けることはできません。(申請が必要です。)

重度心身障害者医療該当	・身体障害者手帳1級または2級	・療育手帳の障害程度がA1～A2
母子家庭等医療該当	・母子家庭の幼児	・父母のいない幼児

※母子家庭等医療は所得制限があるため、対象とならないときは乳幼児医療を受けることができます。

●助成の範囲

◎3歳未満：健康保険の診療対象となる医療費の患者負担額を助成します。

◎3歳以上：健康保険の診療対象となる医療費のうち、下記の費用を除いた患者負担額を助成します。

①初診料(同一医療機関で月1回を限度) ②往診料

●医療証の色

◎ラベンダー色

※5歳未満の乳幼児には新たな乳幼児医療証を送付いたします。

(申請等手続きは不要です)

●健康保険証の内容が変わったら届出が必要

◎健康保険証の内容が変わったら、必ず幼児の名前の記載されている健康保険証および印鑑をご持参ください。(健康保険の発行元が変わった、発行元はそのままだけど記号と番号が変わったなど)

★詳しい問い合わせは、ご住所地の市役所・町役場乳幼児医療担当課へ

古賀市役所 国保年金課 942-1111(代表)

粕屋町役場 国保健康課 938-2311(代表)

須恵町役場 住民課 932-1151(代表)

久山町役場 町民生活課 976-1111(代表)

志免町役場 住民課

宇美町役場 住民課

篠栗町役場 住民課

新宮町役場 税務住民課

935-1001(代表)

932-1111(代表)

947-1111(代表)

962-0231(代表)